

五泉市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

第4次ごせんエコモーショープラン

2023（令和5年度）～2027（令和9年度）

令和5年



五泉市

■目次

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 計画策定の背景 | 1 |
| (1) 気候変動の影響 | |
| (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 | |
| (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向 | |
| 2. 基本的事項 | 4 |
| (1) 目的 | |
| (2) 対象範囲 | |
| (3) 対象とする温室効果ガス | |
| (4) 計画期間 | |
| (5) 計画の位置付け | |
| (6) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係 | |
| 3. 温室効果ガスの排出状況 | 7 |
| (1) 温室効果ガス総排出量 | |
| (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因 | |
| 4. 温室効果ガスの排出削減目標 | 9 |
| (1) 目標設定の考え方 | |
| (2) 温室効果ガスの削減目標 | |
| 5. 目標達成に向けた取り組み | 10 |
| (1) 取り組みの基本方針 | |
| (2) 施設に関する取り組み | |
| (3) 意識・行動に関する取り組み | |
| (4) 環境配慮型設備等の調達 | |
| 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表 | 14 |
| (1) 推進体制 | |
| (2) 点検・評価・見直し体制 | |
| (3) 取り組み状況の公表 | |
| 参考資料 | 17 |
| (1) 対象施設一覧 | |
| (2) 用語集 | |

1. 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC^{*1}第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21^{*2}が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガス^{*3}の人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に実質ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラル^{*4}を目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現

を目指すことを宣言しました。2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取り組みやイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB*⁵化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標とする、2013年度比46%削減のための部門別の削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる、対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

| 温室効果ガス排出量 -吸収量 (単位：億t-CO ₂) | | 2013排出実績 | 2030排出量 | 削減率 | 従来目標 |
|---|---------|--|---------|------|----------------------------|
| | | 14.08 | 7.60 | ▲46% | ▲26% |
| エネルギー起源CO ₂ | | 12.35 | 6.77 | ▲45% | ▲25% |
| 部門別 | 産業 | 4.63 | 2.89 | ▲38% | ▲7% |
| | 業務その他 | 2.38 | 1.16 | ▲51% | ▲40% |
| | 家庭 | 2.08 | 0.70 | ▲66% | ▲39% |
| | 運輸 | 2.24 | 1.46 | ▲35% | ▲27% |
| | エネルギー転換 | 1.06 | 0.56 | ▲47% | ▲27% |
| 非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O | | 1.34 | 1.15 | ▲14% | ▲8% |
| HFC等4ガス（フロン類） | | 0.39 | 0.22 | ▲44% | ▲25% |
| 吸収源 | | - | ▲0.48 | - | (▲0.37億t-CO ₂) |
| 二国間クレジット制度（JCM） | | 官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 | | | - |

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

また、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、次世代自動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー^{*6}電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取り組みは、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

地球温暖化対策計画（抜粋）

令和3年10月22日 閣議決定

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

第3節 公的機関における取組

③具体的な取組項目及びその目標

- ・具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。

2. 基本的事項

(1) 目的

本市は、平成 19 年 3 月に「五泉市地球温暖化対策率先実行計画（エコモーショープラン）」（以下「五泉市事務事業編」といいます。）を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました（*）。

五泉市事務事業編は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

（* 第 1 次計画 平成 19～23 年度/第 2 次計画 平成 27～29 年度/第 3 次計画 平成 30～令和 4 年度）

(2) 対象範囲

- ▶ 本計画の対象となる事務事業の範囲は、本市（市長部局、教育委員会部局、上下水道局及び消防本部並びに議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、その他の各種行政委員会の事務局をいう。以下同じ。）が実施する範囲とします。
- ▶ 対象施設は、本市が設置するすべての施設とします。公園、公衆トイレ、街路灯、ポンプ場、電気室等の職員が常駐しない施設であっても、エネルギー又は水道を使用する施設は対象とします。（※本計画策定時点における対象施設の一覧は資料編を参照。）
- ▶ 外部への委託等により実施する事務事業（例えば、公共工事や各種調査業務の委託等）は対象から外します。ただし、指定管理者制度^{*7}により施設運営を外部に委託した場合は、施設の所管課を通じて本計画の内容を周知し、本市に準じて取り組みを行うよう協力を求めます。

※指定管理者制度については、その制度が公の施設の管理に民間の知識やノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としたものである一方、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」^{*8}という。）では、地方公共団体が指定管理者制度施設で使用するエネルギーの管理が求められています。これらの点を踏まえ、指定管理者に対し、本市の温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みに理解をいただくとともに、当該施設のエネルギー（電気、都市ガス、LP ガス、灯油、重油）の使用量や取り組み状況等について報告を求めるものとします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本市におけるエネルギー利用の状況から、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、95%以上を占める「二酸化炭素（CO₂）」「メタン（CH₄）」「一酸化二窒素（N₂O）」の 3 種類を調査対象と設定します。

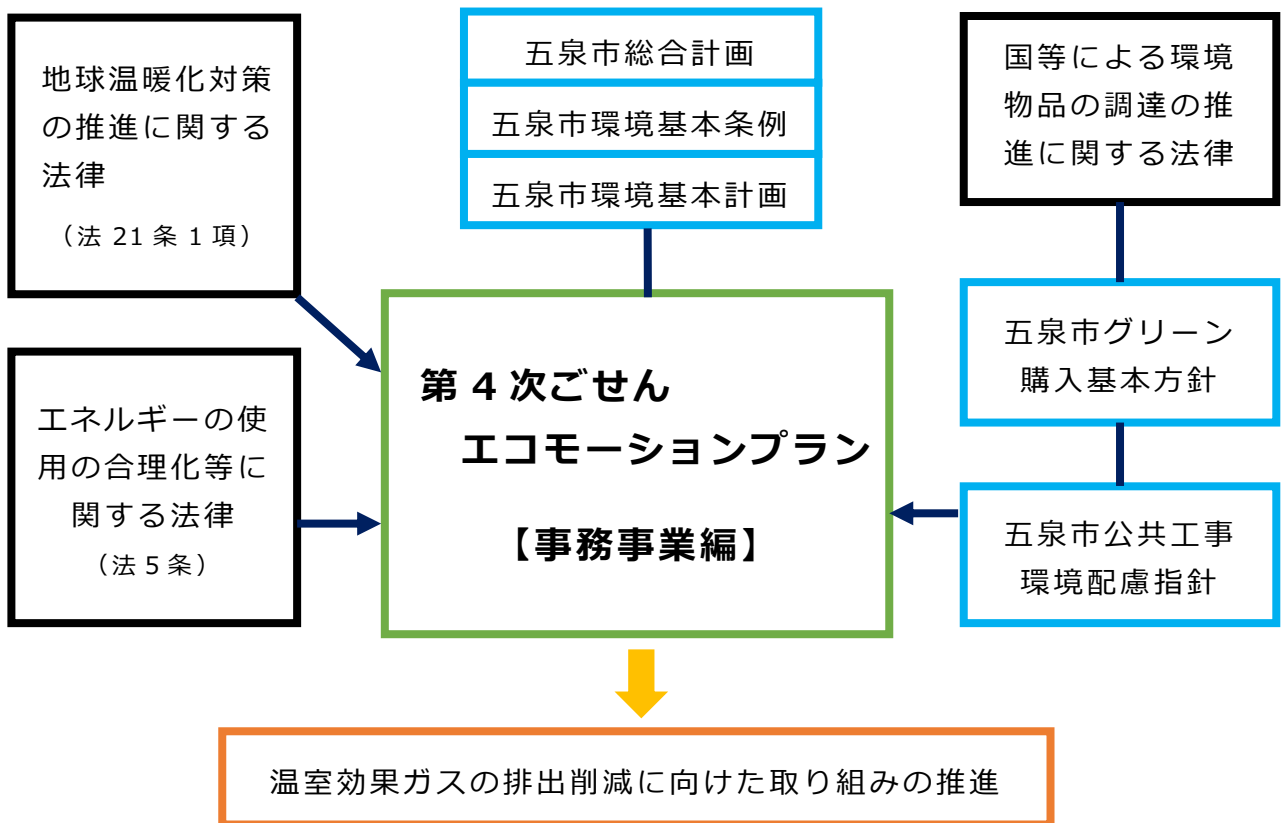
| | 調査対象 | 主な排出行為 |
|-------|---------------------------|---|
| ガスの種類 | 二酸化炭素 (CO ₂) | <ul style="list-style-type: none"> ・燃料（都市ガスやガソリン等の使用） ・電気の使用 ・一般廃棄物の焼却 |
| | メタン (CH ₄) | <ul style="list-style-type: none"> ・公用車の走行 ・下水または浄化槽の処理 ・一般廃棄物の処理 |
| | 一酸化二窒素 (N ₂ O) | <ul style="list-style-type: none"> ・公用車の走行 ・下水または浄化槽の処理 ・一般廃棄物の処理 |

(4) 計画期間

2023年度から2027年度末までの5年間を計画期間とします。

(5) 計画の位置付け

五泉市事務事業編は、温対法第21条第1項に基づき策定するほかに、省エネ法第5条において、事業者は、エネルギーの使用の合理化に関する「取り組み方針」を定めることとされており、本計画はこの取り組み方針としても位置付けます。



(6) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

本計画は、SDGsを構成する17の目標のうち「7、8、9、11、12、13、17」の7つの目標について計画を推進することにより目標を達成し、持続可能な社会の実現に貢献します。

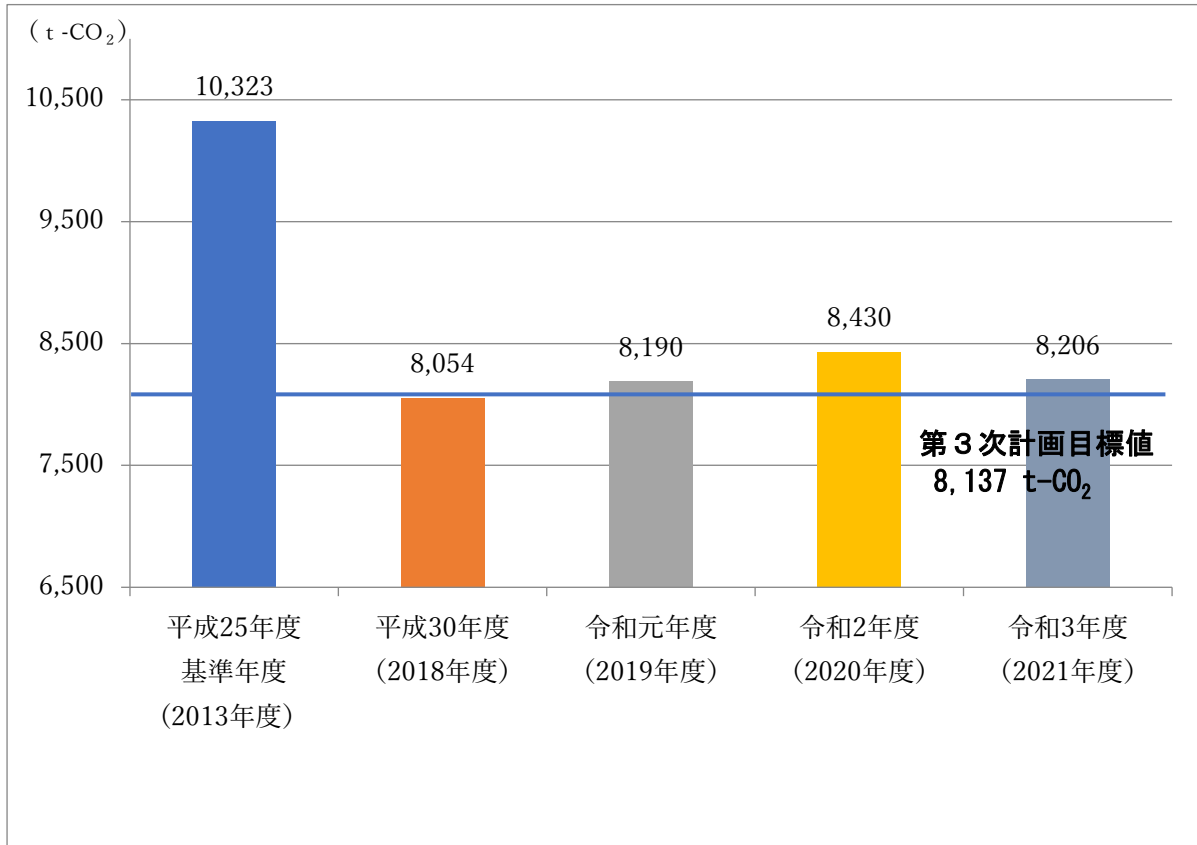
| 開発目標 | 内容 |
|--|--|
|  <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> | <p>目標7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに。 すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> |
|  <p>8 働きがいも 経済成長も</p> | <p>目標8：働きがいも 経済成長も。 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用促進。</p> |
|  <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> | <p>目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう。 強靱（レジリエンス）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る。</p> |
|  <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> | <p>目標11：住み続けられるまちづくりを。 包摂的で安全かつ強靱（レジリエンス）で持続可能な都市および人間居住を実現する。</p> |
|  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> | <p>目標12：つくる責任 つかう責任。 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> |
|  <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> | <p>目標13：気候変動に具体的な対策を。 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> |
|  <p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p> | <p>目標17：パートナーシップで目標を達成しよう。 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> |

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

本市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）において、10,323t-CO₂ となっています。

近年の事務事業に起因する温室効果ガスの排出量は以下のとおりです。基準年度と比較すると減少し、平成 30 年度には第 3 次計画の目標値（8,137 t-CO₂）は達成しましたが、近年は下げ止まっています。



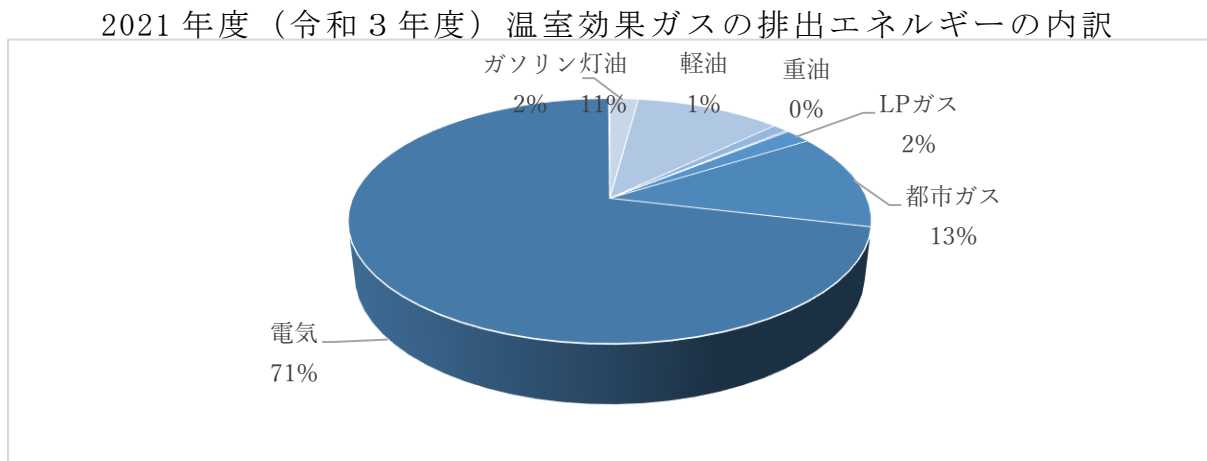
| | 平成 25 年度 基準年度 (2013 年度) | 平成 30 年度 (2018 年度) | 令和 元年度 (2019 年度) | 令和 2 年度 (2020 年度) | 令和 3 年度 (2021 年度) |
|--------------------------|-------------------------------|-----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 排出量 (t-CO ₂) | 10,323 | 8,054 | 8,190 | 8,430 | 8,206 |
| 対基準年度 | — | ▲ 22.0% | ▲ 20.70% | ▲ 18.30% | ▲ 20.50% |
| 排出係数(電気) | 0.600 | 0.545 | 0.521 | 0.522 | 0.519 |

※排出係数（電気）については、東北電力株式会社（単位 kg-CO₂/kWh）を記載。

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

平成 25 年度から平成 30 年度での減少要因としては、省エネ行動が定着してエネルギー使用量が減少したことが挙げられます。平成 30 年度から令和 2 年度では、小中学校でのエアコン設置、記録的猛暑、豪雪によるエネルギ

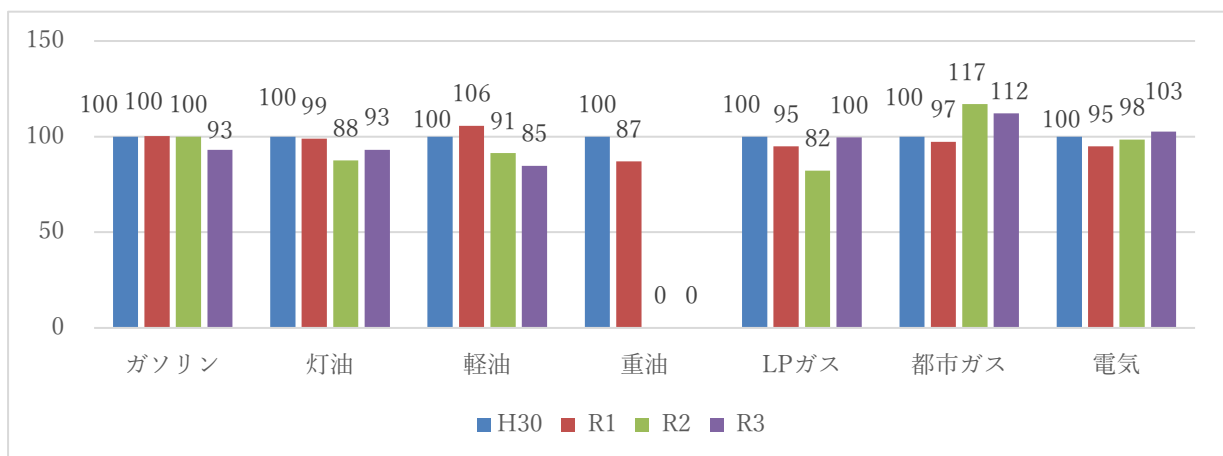
一消費量が増加したこと、令和2年度から令和3年度においては、一部の施設において電力供給を受けているPPS*⁹の排出係数*¹⁰が低廉であったことのほか新型コロナウイルス感染症により施設の利用が減少したことが考えられます。



温室効果ガスの排出エネルギーの内訳では、本市における排出量の大半を占めているのは電気の使用に伴うもので、全体の71%を占めています。次いで都市ガス13%、灯油11%、ガソリン2%となっています。

電気の使用に伴う温室効果ガス排出量については、毎年見直される電力会社の排出係数の増減に左右されます。排出係数の変動があったとしても総排出量を減少させるためには、既存の施設における節電・省エネによりエネルギー使用状況の改善を推進していく必要があります。

基準年度の2013年度(平成25年度)を100とした場合のエネルギーの使用傾向



4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

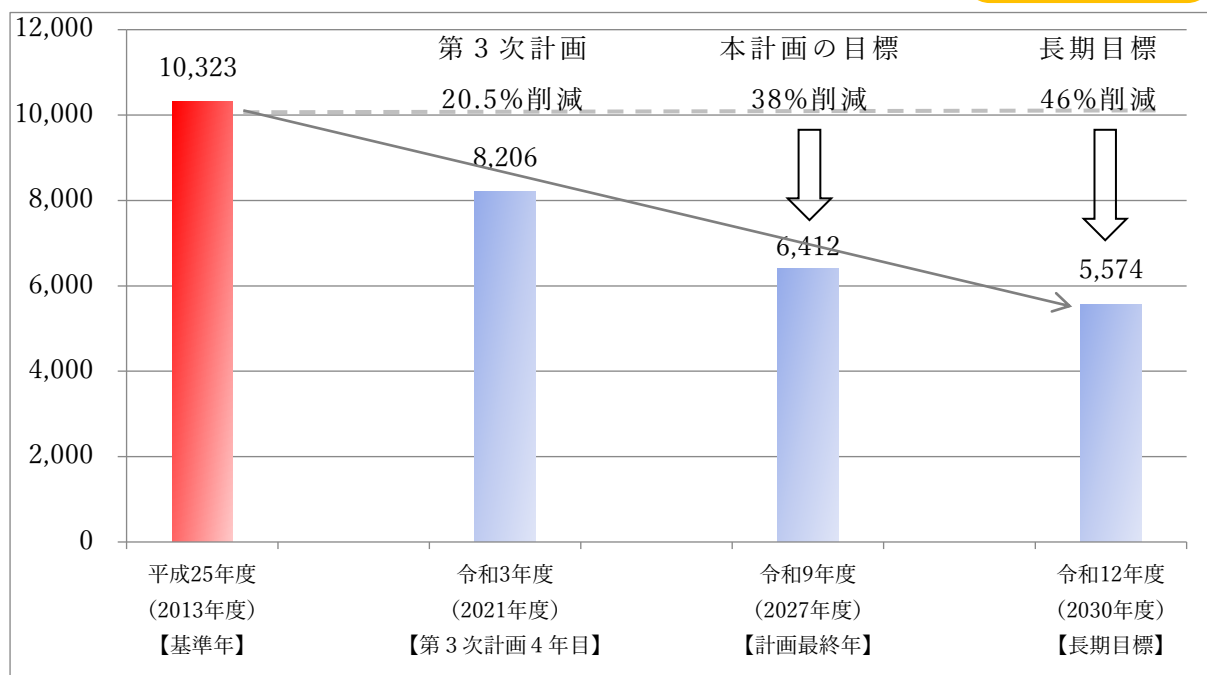
本市は、温室効果ガスを計画目標年度（2027年度）までに、基準年度（2013年度）比で38%削減を目指します。

この目標は、政府の地球温暖化対策計画内における削減目標（2030年度に2013年度比で46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける）を長期目標として見据え、2027年度（令和9年度）の時点で達成すべき目標値として設定するものです。

また、この目標実現のための取り組みにより、エネルギー消費原単位^{*11}を毎年1%以上低減します。

| 項目 | 基準年度 (2013年度) | 計画最終年 (2027年度) | 目標年度 (2030年度) |
|------------|-------------------------|------------------------|------------------------|
| 温室効果ガスの排出量 | 10,323t-CO ₂ | 6,412t-CO ₂ | 5,574t-CO ₂ |
| 削減率 | — | 38% | 46% |

2013年度比
46%の削減



5. 目標達成に向けた取り組み

(1) 取り組みの基本方針

本市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出量を削減するため、実施すべき削減行動を定めます。

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。また、温室効果ガスの総排出量削減に間接的に寄与する省資源やリサイクルなどの取り組みのほか、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化への取り組みについても定めます。

(2) 施設に関する取り組み

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・ 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率の向上に努めます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・ 今後予定する新築事業については原則 ZEB 化を目指します。
- ・ 市の公共施設及び学校施設全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%を目指します。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・ 五泉市グリーン購入基準に基づいた物品の調達を進めます。
- ・ 公用車の新規導入・更新については 2022 年度以降全て次世代自動車^{*14}とし、既存の公用車全体でも 2030 年度までに 100%次世代自動車を目指します。（代替可能な次世代自動車がない場合等を除く。）

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- ・ 2030年度までに設置可能な施設等の50%以上に太陽光発電設備の設置を目指します。
- ・ 2030年度までに市で調達する再生可能エネルギー電力は60%以上を目指します。
- ・ 60%を超える電力についても、排出係数が低い電力の調達に努めます。

政府実行計画の改定

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、**新築建築物のZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented:30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready:50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

※ 電動車、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

(3) 意識・行動に関する取り組み

温室効果ガス排出量削減のためには、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が極めて重要であり、以下の取り組みを励行することが重要です。

① 日常業務に関する取り組み

| | 項目 | 具体的行動内容 |
|---|--------|---|
| 1 | 照明 | ・ 不要な場所、時間帯のこまめな消灯 |
| 2 | 空調 | ・ 空調設定温度、湿度の適正化 ・ クールビズ、ウォームビズの実施 ・ フィルター掃除等、メンテナンスを定期的実施 ・ 空調運転中の換気の適性化 ・ グリーンカーテンを活用し、夏季の空調の負荷を軽減 |
| 3 | 給排水・給湯 | ・ 給湯時には、湯沸かし器やガスコンロ等を使用 ・ 執務室における電気ポットの不使用 |
| 4 | 昇降機 | ・ 階段を積極的に利用 ・ 利用の少ない時間帯は電源オフ |
| 5 | 事務機器 | ・ 不使用時のシャットダウン、節電モード（スリープ含む）の設定 |
| 6 | 公用車 | ・ エコドライブ ^{*12} の徹底 ・ 自転車の活用 |
| 7 | 自動販売機 | ・ 内部照明の消灯 |

② 省資源の推進

| | 項目 | 具体的行動内容 |
|----|-----------|--|
| 8 | 用紙類 | ・ 両面コピーの活用や裏面利用 ・ 資料の簡略化 |
| 9 | 廃棄物・リサイクル | ・ リフィル（詰め替え可能なもの）製品の選択 ・ ごみ分別の適正化 ・ 各課間での使用しない物品の相互融通 ・ 封筒、ファイルの再利用促進 |
| 10 | 物品購入 | ・ グリーン購入 ^{*13} の推進 |

(4) 環境配慮型設備等の調達

個人の努力と並行して、省エネ設備の導入による施設の省エネ化のほか、木材利用の推進等、環境に配慮した設備の調達が重要であり、以下の取り組みを推進します。

| | 項目 | 具体的行動内容 |
|----|-----------|--|
| 11 | 照明 | <ul style="list-style-type: none">・ 高効率照明（LED照明）への更新・ 個別点灯等照明の細分化・ 調光制御システムの導入・ 人感センサーの導入 |
| 12 | 節水 | <ul style="list-style-type: none">・ センサーや節水コマの導入・ トイレへの擬音装置の導入 |
| 13 | 公用車 | <ul style="list-style-type: none">・ 次世代自動車の積極的な導入 |
| 14 | 再生可能エネルギー | <ul style="list-style-type: none">・ 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの積極的な導入 |
| 15 | 電力の調達 | <ul style="list-style-type: none">・ 排出係数の低廉な事業者の選択 |
| 16 | その他 | <ul style="list-style-type: none">・ 高効率機器^{*15}の採用・ 公共建築物における木材利用の推進 |

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

計画の進行については、市長を本部長とする環境対策推進本部において計画策定（Plan）を行い、推進責任者とその対象施設の業務に携わる者が実行（Do）します。実行内容については、推進本部において評価（Check）、改善（Action）を行います。また、この組織は、省エネ法のエネルギー管理組織としても位置付けます。

① 五泉市環境対策推進本部

市長を本部長、副市長、教育長を副本部長とし、各課及び各施設の所属長を本部員として構成します。

※副本部長は、それぞれ各部局のエネルギー管理統括者（省エネ法第7条の2）の任にあたる。

② 環境対策推進本部事務局

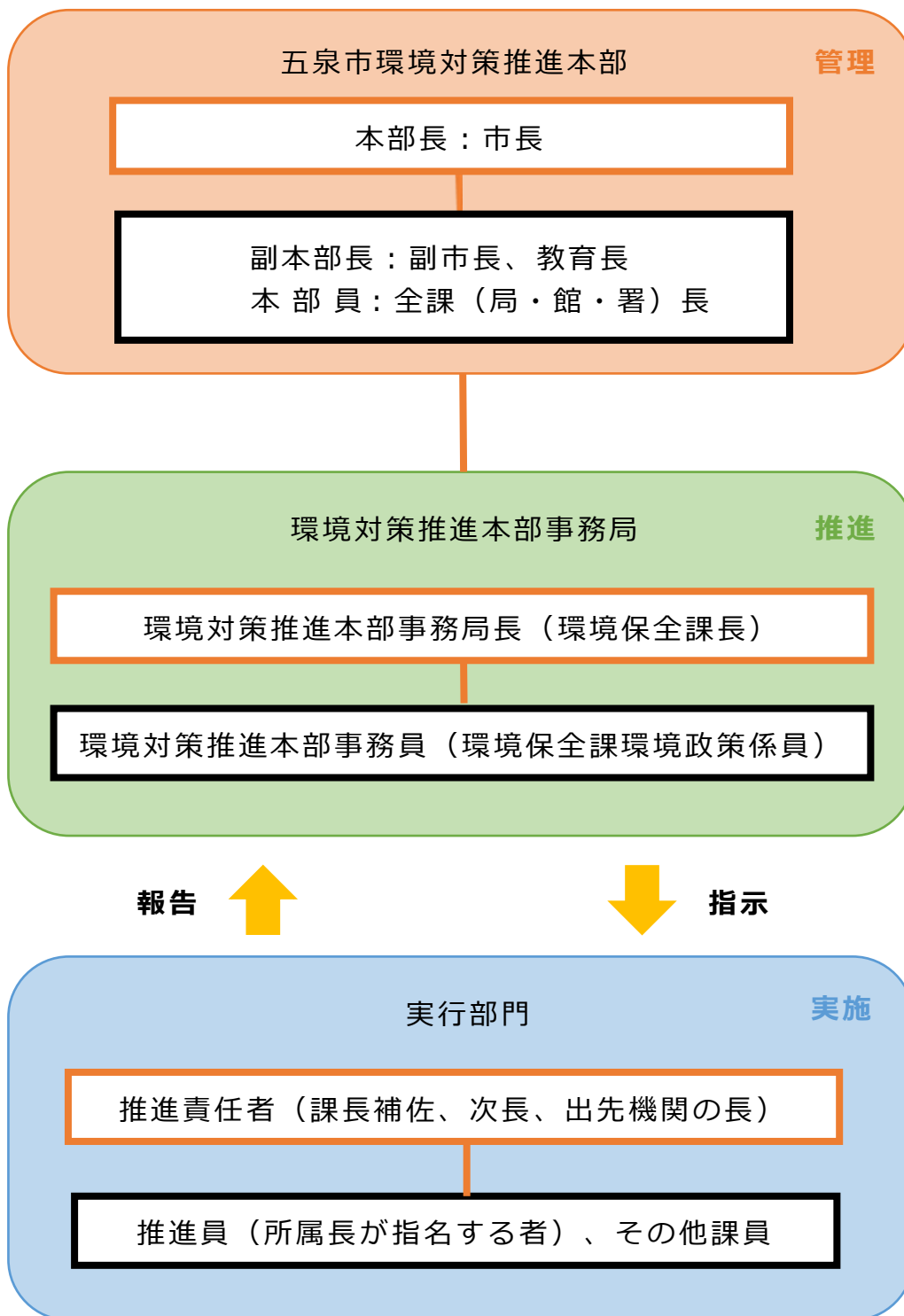
環境保全課長を事務局長、環境保全課長補佐を事務局次長とします。また、環境保全課環境政策係員を事務員として構成します。実行部門からの各種報告の管理、会議運営の連絡調整を行います。

※各部局のエネルギー管理企画推進者（省エネ法第7条の3）と連携して推進する。

③ 推進責任者

各課の課長補佐、次長、出先機関の長を推進責任者、所属長が指名する者を推進員とします。その他課員を事務従事者として構成します。

各課及び各施設において取り組みを推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。



五泉市事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

五泉市事務事業編は、計画策定（Plan）→ 実行（Do）→ 評価（Check）→ 改善（Action）を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行い、目標の達成を実現します。また、毎年の取り組みに対する PDCA を繰り返すことにより、五泉市事務事業編の見直しを行います。

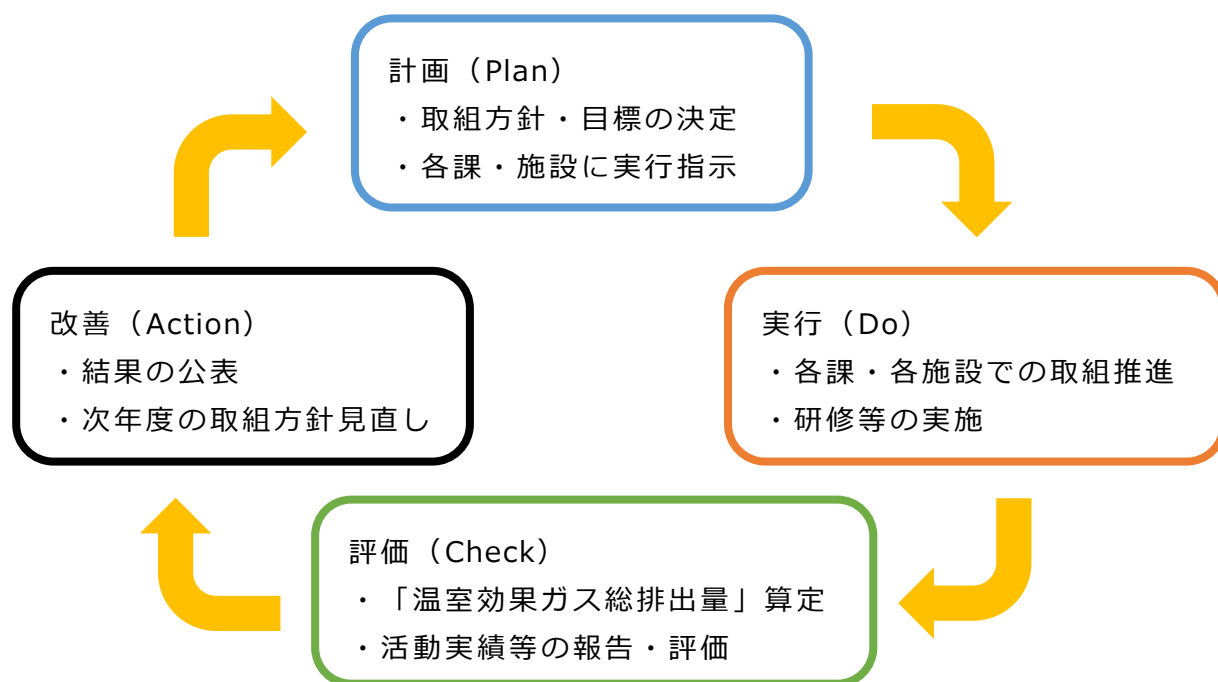
① 毎年度の PDCA

五泉市事務事業編の進捗状況は、推進責任者が所属員に対し、削減行動の着実な実施について指示するとともに、所属員の取り組み状況を「エコ実態報告書（行動編）」に記録し、毎月 1 回評価を行い、定期的に事務局へ報告します。

推進員は、エネルギー使用量等のデータを取りまとめ、推進責任者が所属の取組状況について把握できるようサポートします。

② 計画期間内における PDCA

五泉市環境対策推進本部事務局は、各課等における進捗状況を総括し、必要に応じて計画の見直しを行います。



PDCA サイクル

(3) 取り組み状況の公表

五泉市事務事業編の進捗状況は、広報ごせんやホームページ等で毎年公表します。

< 参考資料 >

(1) 対象施設一覧 指・・・指定管理者施設を表す。

| 課等名 | 対 象 施 設 | | |
|-----|---------|---------|--|
| 総務課 | 市役所本庁舎 | 防犯灯・街路灯 | |

| | | | |
|-------|------------|-----------------------|-----------------------|
| 環境保全課 | 斎場 | 五泉駅前自転車駐車場 (駅前・南口) | 北五泉駅自転車駐車場 (駅前・南口) |
| | 村松駅前自転車駐車場 | 馬下駅北側自転車駐車場 | 猿和田駅北側自転車駐車場 |
| | 電気自動車設備 | 回転灯 | 産業廃棄物最終処分場管理棟 |

| | | | |
|-------|---|--|---|
| 健康福祉課 | 村松保健センター | 福祉会館 指 | 虹工房 指 |
| | あさひの家 指 | こすもすの家 指 | |

| | | | |
|-------|----------------|--|--------------|
| 高齢福祉課 | 老人福祉センター | 馬下保養センター | 村松老人福祉センター |
| | きなせや悠遊館 | 村松デイサービスセンター 指 | 五泉地域包括支援センター |
| | いきいきシニアプラザむらまつ | | |

| | | | |
|--------|----------------|-------------|-------------|
| 子ども家庭課 | さくら保育園 | かわひがし保育園 | 総合保育園 |
| | こぼと保育園 | あさひ保育園 | つくし保育園 |
| | すもと保育園 | はしだ保育園 | 村松こども園 |
| | 大蒲原保育園 | 川内保育園 | 第一幼稚園 |
| | 保健センター | 白山子育て支援センター | 村松子育て支援センター |
| | げんき童夢 | いずみ学童クラブ | 南っ子学童クラブ |
| | 児童遊園 | 石曾根東児童公園内街灯 | 西公園 |
| | 村松寺町日枝児童公園公衆便所 | 本村東児童公園街灯 | 村松寺町日枝神社入口 |

| | | | |
|-----|--------|---------|--------|
| 農林課 | 東公園 | 橋田農村公園 | 十全農村公園 |
| | 矢津農村公園 | 南田中農村公園 | 五箇農村公園 |
| | 千原農村公園 | 蒲原農村公園 | 蛭野農村公園 |
| | 門原トンネル | | |

| 課等名 | 対 象 施 設 | | |
|-------|------------------------|----------------------|--------------------------|
| 商工観光課 | 露店市場トイレ | 北五泉駅待合室 | 咲花駅前トイレ |
| | 定期市場 | 咲花歓迎塔 | は～とふる五泉館 |
| | 村松公園 | 城跡公園 | 村松定期露店市場 |
| | 村松工業団地公園 | 早出川ダム公園トイレ | 蛭野駐車場トイレ |
| | ごせん桜アロマ工房 ^指 | さくらんど温泉 ^指 | 五泉市村松観光開発会館 ^指 |
| | ふるさと展望台 | よりね家 ^指 | 黄金の里会館 ^指 |

| | | | |
|-------|-----------|------------|-----------|
| 都市整備課 | グレーダー車庫 | 猿和田駅人道ボックス | 道路消雪パイプ |
| | 栗島公園 | 石倉団地排水機場 | 三本木排水樋管 |
| | 北五泉駅構内通路 | 五泉駅中央連絡橋 | 新関駅駐車場 |
| | 猿和田駅前照明 | 太田児童公園 | 町屋公園 |
| | 南公園 | 西公園 | 山崎保全林自由広場 |
| | 川瀬清流の里 | 吉沢公園 | つくし公園 |
| | 尻上児童公園 | あさひ団地集会所 | 村松除雪車格納庫 |
| | 愛宕除雪車格納庫 | 松野水防資材倉庫 | 千原水防資材倉庫 |
| | 南田中水防資材倉庫 | 夏針公衆トイレ | 排水ポンプ（新町） |
| | 夏針河川公園 | ポケットパーク | |

| | | | |
|-------|-----------|--------------|---------------|
| 上下水道局 | 五泉浄水場 | 五泉配水場 | 五泉第1水源 |
| | 五泉第2水源 | 五泉第3水源 | 五泉第5水源 |
| | 五泉第9水源 | 五泉配水池 | 東部浄水場・東部2号取水井 |
| | 東部第1水源 | 東部第3水源 | 東部配水池 |
| | 東部地区加圧ポンプ | 菅沢浄水場 | 汚水中継ポンプ場 |
| | 村松浄水場 | 村松第1水源 | 村松第2水源 |
| | 村松第3水源 | 村松第4水源 | 村松第5水源 |
| | 村松第7水源 | 村松第1・2配水池 | 村松第3配水池 |
| | 刈羽加圧ポンプ | 矢津川送水ポンプ場 | 安出送水ポンプ場 |
| | 山谷送水ポンプ場 | 川内（高牧）配水池 | 新蛭野配水池 |
| | 新戸倉配水池 | 高松送水ポンプ場 | 大蒲原浄水場 |
| | 田川内浄水場 | 千原滝谷川排水樋門ゲート | 汚水中継ポンプ場 |

| 課等名 | 対 象 施 設 | | |
|----------------|---|---|--|
| 地域振興課 | 村松支所 村松保健センター | 庁用車格納庫 | 仲丁駐車場照明 |
| 学校教育課 | 五泉小学校 川東小学校 大蒲原小学校 五泉中学校 村松桜中学校 | 五泉南小学校 巢本小学校 村松小学校 五泉北中学校 | 五泉東小学校 橋田小学校 愛宕小学校 川東中学校 |
| 生涯学習課 | 栗島ふれあい館 | ラボルテ五泉指 | |
| 生涯学習課 村松事務所 | 村松さくらんど会館 チャレンジランド杉川 村松公民館 | 村松郷土資料館 戸倉コミュニティ会館 | 村松民具資料館 陶芸施設 |
| スポーツ 推進課 | 総合会館 森林公園 村松体育館 陸上競技場 五箇スポーツ会館 山王体育館 | 市民プール 西公園野球場 村松武道館 村松テニスコート 川内体育館 | 市営野球場 栗島公園テニスコート 村松野球場 村松プール 十全体育館 |
| 図書館 | 図書館 | 村松図書館 | |
| 消防本部 消防署 | 消防本部消防署庁舎 | 消防器具置場 | 消防サイレン |
| 消防署 村松分署 | 消防署村松分署庁舎 | 消防器具置場 | |

(2)用語集

*1 国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）によって1988年11月に設置された、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行なう公式の場です。

地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としています。

*2 COP21

気候変動枠組条約*を締結した国々が参加する21回目の会議（Conference of Parties＝国連気候変動枠組条約締約国会議）のことで、2015年11月30日からフランス・パリで開催されました。

ここでは、2020年以降の温暖化対策の国際的な枠組み『パリ協定』が採択され、京都議定書*と同じく、法的拘束力の持つ強い協定として合意されました。

※ 気候変動枠組条約・・・「気候変動に関する国際連合枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change）」のことで、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約です。1994年3月に発効しました。

※ 京都議定書・・・1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で合意されたもので、先進国の拘束力のある削減目標が明確に規定されました。

世界全体での温室効果ガス排出削減へ向けて、大きな一歩を踏み出したものと評価されています。

一方で、途上国やすべての先進国が参加するものではなかったことも問題とされていました。パリ協定は、途上国を含むすべての参加国が、削減へ参加することに合意したものであり、非常に画期的なものとされています。

***3 温室効果ガス**

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのことです。

***4 カーボンニュートラル**

CO₂をはじめとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすることで、排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成します。

***5 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）**

先進的な建築設計によりエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物です。

***6 再生可能エネルギー**

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスのことで、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとされています。

***7 指定管理者制度**

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により創設されたものです。この制度が導入されたことにより、これまでは公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができるようになりました。

***8 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）**

石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律で、国内におけるエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずることなどを目的とするものです。平成 20 年の改正により、エネルギー

使用量が原油換算で年間 1,500kl を超える事業者（「特定事業者」）は、エネルギーの使用実態やエネルギーの合理化策等を国へ報告することが義務付けられるようになりました。

***9 PPS**

既存の大手電力会社である一般電気事業者（現在、北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力など）とは別の、特定規模電気事業者（PPS:Power Producer and Supplier）のことで、「契約電力が 50 kW 以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給を行う事業者（いわゆる小売自由化部門への新規参入者）をいいます。本市では、五泉市本庁舎のほか複数の施設において、PPS より電力供給を受けています。

***10 排出係数**

エネルギーを使用することによって排出される温室効果ガスを算定するための係数です。使用量に排出係数を乗じ、温室効果ガスの排出量を算定します。

***11 エネルギー消費原単位**

施設におけるエネルギーの使用の効率を表す指標です。エネルギーの使用量を、エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（例：生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率等）で除することで算出します。

なお、省エネ法により、事業者は、エネルギー消費原単位を毎年 1 パーセント以上低減させるよう努めることが義務付けられています。

***12 エコドライブ**

環境に配慮した自動車の運転方法のことで、燃料の使用量を抑制するとともに、排気ガスの排出量を抑えることを目的としています。

【エコドライブ 10 のすすめ】

1. ふんわりアクセル e スタート（やさしい発進）
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

3. 減速時は早めにアクセルを離そう
4. エアコンの使用は適正に
5. ムダなアイドリングはやめよう
6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
7. タイヤの空気圧から始める点検・整備
8. 不要な荷物はおろそう
9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう
10. 自分の燃費を把握しよう



【出典】エコドライブ普及連絡会（警察庁・経済産業省・国土交通省・環境省）

*13 グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、再生材等環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。グリーン購入に該当する製品については、以下のような環境ラベルが表示されています。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

など

*14 次世代自動車

電気自動車、燃料電池自動車といった窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車です。

*15 高効率機器

エネルギーの消費効率に優れた機種のことです。導入に当たっては、省エネ法第5条第1項の規定に基づいて経済産業大臣が公表する「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」（平成21年経済産業省告示第66号）に示されている基準部分の新設に当たっての措置及び目標部分並びに省エネ法第14条第2項に規定する指針（「特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」、「特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」）を参考とします。

五泉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第4次ごせんエコモーションプラン

令和5年4月発行

編集発行 五泉市環境保全課

〒959-1692

新潟県五泉市太田1094番地1

TEL 0250(43)3911

FAX 0250(41)0006

E-mail : kankyo@city.gosen.lg.jp

URL : <http://www.city.gosen.lg.jp>

